教職教養 教育法規6 学校の設置・就学

(1)学校の設置

【法律に定める学校】国立学校(国) 公立学校(地方公共団体) 私立学校(学校法人) *小中学校 → 市町村 特別支援学校(小学部·中学部) → 都道府県

【1条学校】 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校 、高等学校、 中等教育学校 、特別支援学校、大学及び 高等専門学校 とする。(学校教育法第1条) * 1 条学校ではない例 保育所(児童福祉施設)

> 専修学校 高等専修学校(中卒以上、高等課程) 専門学校(高卒以上、専門課程) 資格を問わない「専修学校一般課程」

【設置基準】文部科学大臣が定める(学校教育法3条)

*学校教育法施行規則1-1

学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書 室、 保健室 その他の設備を設けなければならない。

(2) 就学義務 → 保護者にある(学校教育法17条)

子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初め~満12歳に達した日の属する学年の終わりまで

- → 学齢児童 → 小学校等に就学させる * 満15歳 学齢生徒 中学校

*学校の義務

校長は、常に児童生徒の出席状況を明らかにしておく義務あり(学校教育法施行令19条)

学齢児童生徒が理由なく連続で 7日間出席しないとき(20条)→ 教育委員会に報告

(3) 就学支援

①障害に伴うもの

国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、

教育上必要な 支援 を講じなければならない。(教育基本法第4条第2項)

②経済的な理由に伴うもの

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって 修学 が困難な者に対し て、 奨学 の措置を講じなければならない。(教育基本法第4条第3項)

経済的理由によつて、 就学 困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村 は、必要な援助を与えなければならない。(学校教育法第19条)

教職教養 教育法規7 諸表簿、教科書

① 学校表簿 学校において備えなければならない表簿(重要資料)

名称	作成者	保存期間		転学/進学時の対応	法的根拠
指導要録	校長	学籍に関する記録	20年	写し(または抄本)	学校教育法施行規 則 24,28
		指導に関する記録	5年	を送る	
出席簿	校長	5年			学校教育法施行規 則 25,28
健康診断表	学校 (実質は校長)	5年		原本を送る	学校保健安全法施 行規則 24,28

・指導要録「学籍に関する記録」氏名、住所、保護者、校長・担任、入学日や卒業日など 指導要録「指導に関する記録」各教科の評価・評定、総合や特別活動・出席の記録など

② 教科書制度の変遷

	当時の教育制度	教科書の制度	
1872 (明治5) 年	学制	自由発行•自由採択制	江戸時代までは「往来物」
1883 (明治16) 年	(改正) 教育令	認可制	申請して認可
1886 (明治19) 年	小学校令	(検定)制	
1903 (明治36) 年		(国定)制	
1947 (昭和22)年	学校教育法 (等)	検定制(現在まで)	義務教育諸学校の教科用
1969 (昭和44) 年		(無償)制(現在まで)	図書の無償措置

③ 学習指導要領・教科書の法的な位置づけ

- ・小学校の教育課程に課する事項は、第 29 条及び第 30 条の規定に従い、 (文部科学大臣) が定める。【学教法33】
- ・小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の(基準)として 文部科学大臣が別に公示する(小学校学習指導要領)によるものとする。【学教法施行規則52】
 - *学習指導要領は、教育課程の基準を(大綱的)に定めるもの【指導要領前文】
- ・小学校においては、文部科学大臣の(検定)を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。【学教法34①】

教職教養 教育法規8 学校運営

① 学校運営(決定者問題)~誰が何を決めるのか

公立学校の 学期、休業日	公立の学校(大学を除く。以下この条において同じ。)の学期並びに夏季、冬季、学年末、農緊期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日(中略)は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の(教育委員会)が(中略)定める。【学教法施行令29①】			
感染症の予防の ための臨時休業	(学校の設置者) は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部では一部の休業を行うことができる。【学校保健安全法20(臨時休業)】 *(私立学校) も含んだ表現 *学校や学級などが全部休み			
感染症の疑い等 による児童生徒 の出席停止	(校長) は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。【学校保健安全法19(出席停止)】 *個々の児童生徒の休み *政令=この場合、学校保健安全法施行令			
非常変災による 臨時休業	非常変災その他急迫の事情があるときは、(校長)は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(略)に報告しなければならない。【学教法施行規則63】			
授業終始の時刻	授業終始の時刻は、(校長)が定める。【学教法施行規則60】			

② 校務分掌と職員会議

- ・小学校においては、(調和) のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。【学教法施行規則43】
- ・小学校には、(設置者)の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。【学教法施行規則48①】
- ・職員会議は、(校長)が主宰する。【同②】 議決機関→諮問機関→補助機関

③ 専門スタッフ

- ・スクールカウンセラー・・・・児童の(心理)に関する支援に従事する。
- ・スクールソーシャルワーカー・・児童の(福祉)に関する支援に従事する。
- ・部活動指導員・・・・・・・スポーツ文化科学等に関する教育活動に係る技術的な指導
- 医療的ケア看護職員
- ・情報通信技術支援員・・・・・ICT支援員とも呼ばれる
- 特別教育支援員・・・・・・特別な支援を必要とする児童の学習上、生活上必要な支援
- 教員業務支援員・・・・・・スクールサポートスタッフとも呼ばれる。

教職教養 教育法規9 学校保健·学校安全

1 学校保健 【学校保健安全法】

第5条((学校保健)計画の策定等)

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

- ①環境衛生検査・・・文部科学大臣の定める「学校環境衛生基準」をもとに毎学年実施(6)
- ②保健指導等

学校は・・・(健康相談)を行う(8)

養護教諭その他の職員は(児童生徒の健康状態)の日常的な観察 → 心身の状態の把握→必要な指導→ (保護者)への必要な助言(9)

③健康診断

【学教法12】学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持促進を図るため、(健康診断)を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない【学校保健安全法13】学校においては、(毎学年定期)に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。→6/30までに実施21日以内に通知

2 学校安全(その1)

① 学校安全の領域

(生活)安全・・・・・学校・家庭など日常生活での事件や事故。犯罪被害防止も。

交通安全・・・・・・・交通場面における危険と安全、事故防止

災害安全(または防災)・・自然災害、火災や原子力災害も

② 学校安全の体系

安全教育 → 各教科、総合、特別活動で

*学習指導要領を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて実施

学校安全→

→ 対人管理(心身の安全管理・生活や行動の安全管理)

安全管理

→ 対物管理(学校環境の安全管理)

組織活動 → 教職員の組織、協力体制の確立(役割の明確化) 家庭との連携、地域との連携 *学校保健安全法に基づいて実施

③ 学校安全の目標

安全教育の目標は、(日常生活)全般における安全確保のために必要な事項を(実践)的に理解し、自他の(生命)尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することである。

教職教養 教育法規 10 学校保健(その2)

【学校保健安全法】

- 1 各種計画 作成が義務付けられている
 - 国 学校安全の推進に関する計画
 - 学校 ①学校安全計画

施設及び設備の安全点検、(通学)を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の(研修)その他学校における安全に関する事項について計画

②危機等発生時対処要領ニ「危機管理マニュアル」

危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を 定めた対処要領

職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対 処するために必要な措置

心理的外傷等を受けた児童生徒等の心身の健康を回復させるため、必要な支援

2 安全点検

- ① 定期の安全点検 (毎学期)1回以上
- ② 臨時の安全点検 必要があるとき
- ③ 日常の安全点検 (毎授業日) ごとに

*2023年4月施行

「児童生徒等の移動のために自動車を運行するときは、児童生徒等の乗車及び降車の際に、点呼 その他の児童生徒等の所在を確実に把握することができる方法により、児童生徒等の所在を 確認しなければならない。」

3 第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月閣議決定)

施策の基本的な方向性(6項目)

- 〇学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高 める
- 〇地域の多様な主体と密接に連携・協働し、(子供)の視点を加えた安全対策を推進する
- ○全ての学校における(実践的)・実効的な安全教育を推進する
- ○地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- ○事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「 見える化 」する
- ○学校安全に関する意識の向上を図る (学校における安全文化の醸成)